

広島市安佐動物公園指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市安佐動物公園 広島市安佐北区安佐町大字動物園
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市みどり生きもの協会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市みどり生きもの協会
- (2) 非公募とする理由
動物公園は、施設の性質上、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することが必要な施設である。
現在の指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会は、飼育、研究、教育、広報の主な業務を行うための経験を積んだ専門職員（獣医師、学芸員）を相当数有し、これまで当該施設の管理運営を行ってきた実績があることから、継続的・安定的な行政サービスの提供が行える同団体を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休園日
 - (ア) 木曜日。ただし、木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び5月5日を除く。）又は8月6日に当たるときはその前日とし、5月4日又は5月5日に当たるときは5月2日とする。
 - (イ) 12月29日から翌年1月1日まで
 - イ 開園時間
午前9時から午後4時30分まで
 - ウ 特記事項
申請者から休園日や開園時間の変更について提案を求める。
- (5) 業務の内容等
 - ア 動物公園の管理運営業務
 - (ア) 動物公園の入園受付等
 - (イ) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
 - (ウ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）
 - (エ) 災害時等の対応（応急作業）
 - イ 動物公園の維持管理業務
 - (ア) 施設管理（保守管理（法定点検等）、維持管理（清掃、警備等）、施設修繕）
 - (イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理（剪定、除草、害虫駆除等））
 - ウ その他市長の定める業務
動物の飼育、診療及び防疫等
 - エ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 申請者から令和4年度から同8年度までの各年度の入園者数の数値目標及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 自主事業として、食堂及び売店を管理運営すること。
- (6) 配置人員
 - ア 43人を標準とする（動物の飼育・展示等に従事する飼育技師22人を含む。）。
 - イ うち専門職員
獣医師4人、学芸員3人を標準とする。
 - ウ うち有資格者（専門職員は除く。）
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。また、施設従事者のうち1人は、危険物取扱者乙種第4類の資格を有する者を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
28億4,777万2千円
なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

- イ 評価項目

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当